

**令和7年度
新商品開発支援事業
支援（補助）事業者募集要項**

那覇市経済観光部商工農水課
運営事務局：那覇市新商品開発支援事業共同企業体

1 事業の目的

本事業は、那覇市内の中小企業・小規模事業者が行う商品（龍柱、うふシーサー、那覇大綱、那覇ハーリー、那覇のマグロ、オオゴマダラ、琉球泡盛、那覇の伝統的工芸品など、那覇市のランドマークとなっているもの、祭りや特産に関するもののほか、那覇市独自の観光資源等を活用した商品）の企画・開発に必要な経費の一部を補助することにより製品(商品)化または事業化の推進を図ることを目的に実施します。

当該補助の実施により、開発された商品が市場に展開することで、中小企業・小規模事業者の育成支援を図るとともに、観光都市「那覇」としての魅力発信と認知度向上につなげることを目的としています。

2 応募事業者の要件

応募事業者は、次の各号をすべて満たすことが要件となります。

(1) 那覇市中小企業振興基本条例第2条第1項第1号で定める中小企業者及び同項第2号で定める中小企業団体(但し、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びにこれらに準ずる団体を除く)

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

(2) 市税に滞納のない者。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っていないこと

(5) 宗教団体、政治関係団体でないこと、または特定のこれらを支援するおそれがないこと

(6) 事業実施後においても、那覇市または委託事業者からの追跡調査(その後の商品化や売上等の照会)に応じること

3 補助対象となる事業

補助対象となる事業は、市場で販売等流通していない新規性が認められるオリジナリティの高いもので、試作段階の商品も対象とします。令和8年1月30日(金)までに、開発商品のテストマーケティングを実施し、事業期間中に商品化が可能な事業内容で、「**那覇市独自の観光資源等を活用した特産品・土産品等の新商品開発を行う事業（首里城コース含む）**」を対象とします。

<補助対象外事業>

前項の規定に関わらず、次に掲げる事業は補助対象となりません。

また、採択・交付決定後に以下に該当すると確認された場合も、採択・交付決定が取り消されます。

- ①本事業において、国（独立行政法人等を含む）及び地方公共団体（外郭団体を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業
- ②試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業
- ③公序良俗に反する事業
- ④公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業

4 補助対象経費及び助成率

本事業を行うにあたっては、他事業と区分して経理管理を行って下さい。

補助対象経費は、補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

(1) 対象経費、補助率及び上限額

補助対象経費	補助率	補助金の上限額
新商品またはサービスを開発する前段階で必要となる、下記に掲げる①～④に係る経費及びそれらに付随する経費 ①マーケティング調査及び活動費 ②試作研究開発費 ③テストマーケティング費 ④その他特に必要と認められる経費	対象経費の 3分の2	1事業者あたり 100万円以内

(2) 対象経費の区分

補助対象経費	要件等
<p>(1)マーケティング調査及び活動費 市場や消費者ニーズの調査に必要となる経費及び調査員等支払経費</p>	<p>①人件費 ※補助事業の業務遂行のための臨時的雇用に限る。業務従事報告書（第15号様式）を要する。</p> <p>②旅費交通費 ※最も経済的及び合理的な経路・人数により算出されたものとする。 ※補助事業者の内規等に関わらず、グリーン車やビジネスクラス等の特別に付加された料金除く。 ※調査員の通勤に係る費用を除く。</p> <p>③印刷製本費 例：調査に必要なアンケート用紙等の印刷費及び報告書作成費</p> <p>④消耗品費 例：封筒代(アンケートを郵送にて実施する場合)</p>
<p>(2)試作研究開発費 商品の試作品開発・改良に係る原材料・副資材費、機器・設備類のリース料、外部委託費</p>	<p>①原材料費(製品となるもの) ②副資材費(製品化の工程に必要とされるが、製品の一部にならないもの) 注) 原材料費及び副資材費については、試作品開発に係る分のみを対象とし、その購入量及び使用料がわかるように出納台帳（任意様式）を整備すること。</p> <p>③使用料（リース・レンタル料等を含む） ※試作品開発を目的とした機器・設備等のリースであり、テストマーケティング実施期間までを対象とする。</p> <p>④委託費（外注費） 事業者（申請者）が新商品等の研究開発において、自社では対応不可能なものについて外部事業者等へ委任して行わせるための経費（デザイン・設計・加工・実験・検査、試作品に係る成分評価・性能評価等） ※委託先との契約の締結及び実績報告書の提出が必要</p>
<p>(3)テストマーケティング費 テストマーケティング(展示会・見本市・物産展等への出展や小売店等での販売ブース設置)の実施に伴う経費</p>	<p>①展示会等出展費 展示会等出展及び小売店販売ブース設置(出展)に係る次の費用 a.出展料（出展に必要な保険料を含む） b.出展ブース内造作物制作及び掲示物等作成費用 c.出展ブース内で使用する電気・水道・ガス等の設備設置にかかる費用および使用料 d.出展ブース内で使用する機材等のリース・レ</p>

	<p>ンタル料</p> <p>e.出展における販売説明員（マネキン）の雇用に係る費用</p> <p>f.展示会等会場で配布される手提げ袋等について、展示会主催者側が作成し出展者に按分し、請求される費用</p> <p>②印刷製本費</p> <p>※試作品の販促を目的とした広告物作成費とし、単に会社のPRとなるものを除く。</p> <p>③翻訳料</p> <p>※前記②の広告物等翻訳費用</p> <p>④通信運搬費（運賃）</p> <p>※試作品サンプル及びテスト販売商品の運搬費用</p> <p>⑤旅費</p> <p>※展示会等出展のための旅費、展示会等の出展者説明会へ参加するための出張旅費</p> <p>⑥消耗品費</p> <p>例：試食や試飲を目的とした容器類</p> <p>例：出展費に含まれない軽微なPOP作成等に必要物品購入</p>
<p>(4)その他特に必要と認められる経費</p> <p>※那覇市との協議・調整を要する</p> <p>例)技術指導料(専門家謝金・旅費)など</p>	<p>①専門家謝金及び旅費</p> <p>新商品試作研究開発に係る外部専門家から技術指導を受ける場合に要する経費</p> <p>※技術指導受入の状況がわかる日報等の作成を要する。</p> <p>②その他</p>

(3) 補助対象経費全般にわたる留意事項

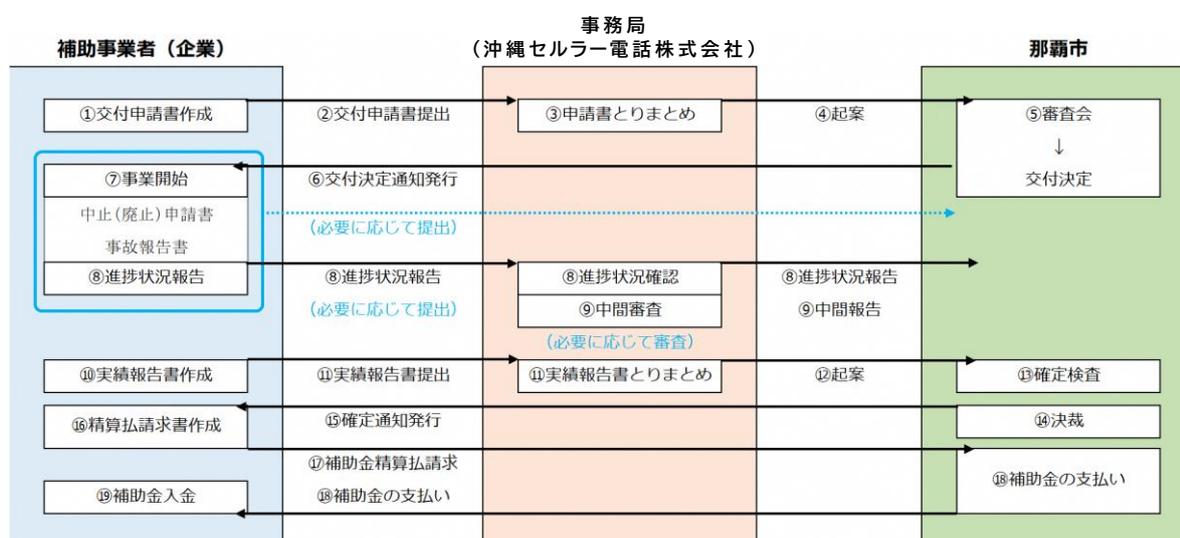
ア) 以下の経費は、補助対象になりません。

- ①新商品等の研究開発に直接的関係の無い、又は明確に特定できない経費
- ②補助金交付決定日以前に発注、購入、契約、または事業期間終了後に納品、検収、支払を行ったもの。
- ③既に在席している従業員が本事業に従事した分の賃金
- ④販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費（試作研究開発費に含まない原材料費や副資材費）
- ⑤補助事業以外にも使用可能な機器・備品類、また、事業終了後も継続して使用可能となる機器・備品類の購入費
- ⑥切手代、電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ⑦家賃、水道光熱費等の費用
- ⑧振込等手数料（代引手数料含む）
- ⑨収入印紙代
- ⑩公租公課（消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）等
- ⑪借入金等の支払利息及び遅延損害金
- ⑫税務申告、決算書作成等のために、税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用

- ⑬上記のほか、公的資金の使途として社会通念上不適切とされる経費
- イ) 本事業対象経費の支払いは、現金又は銀行振込、コンビニ振込、クレジットカード等を手法として、見積書、領収書、振込控等の証書を保管して下さい。支払いの事実が証明できる書類が必要となります。
- ウ) 上記イ) 以外の手形、手形の裏書譲渡、その他の取引との相殺による支払い、事業期間内に契約が完了しない割賦による支払いは補助金の対象とはなりません。
- エ) 本事業の実施に伴い、新たな取引（新たな機器類の借入れ等）が生じる場合においては、価格の妥当性を証明するため、複数業者より見積を徴取し、保管してください。発注物の性質上、取引先が限定される場合は、その理由を市が認めた場合のみ当該取引先1社の見積りにより発注できるものとしします。
- オ) 補助金交付申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して算定して下さい。

5 本事業の仕組み

本事業は、那覇市（経済観光部 商工農水課）が、那覇市新商品開発支援事業共同企業体に委託し、実施するもので、本補助金運営事務局として沖縄セルラー電話株式会社が窓口となり、以下の仕組みにより支援対象事業者への支援を行います。



6 応募手続きの概要等

(1) 応募期間

令和7年8月14日(木)から令和7年9月10日(水)まで

(2) 公募説明会&相談会

日時：令和7年8月21日（木）13:30～16:30

場所：那覇市 IT創造館 大会議室

質問等については運営事務局である沖縄セルラー電話株式会社へお問い合わせください。質問のあった事項については随時那覇市公式ホームページにて公開する予定です。

（3）申請書作成及び提出

ア）提出書類

- ①新商品開発支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ②新商品開発企画書（第2号様式）
- ③経費明細書（第3号様式）
- ④売上計画表（第4号様式）
- ⑤事業者概要書（第5号様式）
- ⑥履歴事項全部証明書または営業証明書（申請日より3か月以内に発行されたもの）
※個人事業主の場合は、確定申告書（第1表）事業を行っていることが示されている書面を添付すること
- ⑦定款の写し
※個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書または事業開始等届出書の写し）
- ⑧決算書（直近2年分）
※設立間もなく決算書の提出ができない中小企業・小規模事業者の場合、事業計画書及び収支予算(内訳)書
※個人事業の場合は確定申告書、収支内訳書のコピーでも可とする。
- ⑨納税証明書（税額表示あり。1ヶ月以内に発行されたもの。）
- ⑩会社案内等、事業者が行っている事業概要について確認ができるパンフレット等（作成している事業者は添付）

イ）形式

- ①申請書等は指定様式により作成し、片面印刷したものを1部単位でA4フラットファイルに編綴し、書類名を記したインデックスを貼付すること。
なお、ファイル表面及び背表紙には、何も記載・貼付等を行わないこと。
- ②様式が複数枚になる場合は、必ず通し頁番号を下中央に必ず打ち込むこと。
- ③正本1部、副本（※正本のコピー可）7部の計8部を提出すること。
- ④カタログ等がある場合は、申請書等とは別に1部提出すること。申請内容を説明する重要事項は、新商品開発企画書にその旨記述すること。
※「新商品開発企画書(第2号様式)」については電子ファイル(PDF)でも送付すること。

※電子ファイルについては下記アドレスへメールにて提出。

※紙媒体をスキャンしたものではなく、ワードやエクセル、パワーポイント等を PDF 形式で保存したもの。

ウ) 留意事項

本事業の実施に当たっては、以下の項目について誓約いただく必要がありますので、ご確認をお願いいたします。また、商品企画書に記載したテーマは交付決定後の変更が認められませんので、確実に取り組めるものであるかどうか十分にご検討ください。

- ・他の助成金・補助金等の併用がないこと
- ・応募資格をすべて満たしていること
- ・商品企画書に記載したテーマのとおり取り組むこと
- ・事業期間終了後の追跡調査に協力すること

エ) 相談先

作成方法等についてわからないときは、運営事務局である沖縄セルラー電話株式会社にご相談ください。

(4) 提出期限

令和7年9月10日(水) 17時必着

(5) 提出先

紙媒体 正本1部、副本7部の計8部

【提出先住所】〒900-0004

沖縄県那覇市松山1丁目2番1号

沖縄セルラー電話株式会社

「那覇市新商品開発支援事業補助金」運営事務局 宛

※表に朱書きで「補助金応募申請書在中」と記すこと

※提出については郵送または宅配便とし、運営事務局が受取可能な時間帯(10:00~17:30)を指定すること。

※FAX及び電子メールによる提出は受付できませんので、ご留意下さい。

電子ファイル 「(第2号様式)新商品開発企画書」のみ

【E-Mail】agri.info@au-mobile.com

※件名を「新商品開発支援事業 企画書」とすること。

※提出期限内であれば紙媒体提出後の送信で構いません。

(6) 本補助金に関するお問い合わせ先

運営事務局：那覇市新商品開発支援事業共同企業体

沖縄セルラー電話株式会社

担当：三島、伊吉

電話番号：098-971-1211

※土日祝日を除く 10:00～17:30

E-Mail：agri.info@au-mobile.com

7 支援事業の選定

(1) 選定方法

別に定める選定委員会において、プレゼン審査を行います。

(2) 審査方法

審査にあたっては、応募のあった事業者自らによる企画書の内容説明（プレゼンテーション）及び選定委員との質疑応答を行い、審査します。

- ① 審査日：令和7年9月24日（水）予定
- ② 時間：1事業者当たり10～15分程度
- ③ 実施方法：事業者自身が直接参加

※1 審査日時やその他詳細については令和7年9月11日（木）中にメールでお知らせします。

※2 事業者自らで対応いただく必要がありますので、日程確保をお願いします。

(3) 審査基準

審査は、次の評価区分による総合的評価を行います。

- ① 開発商品の企画・内容
- ② 開発商品の新規性及び優位性
- ③ 市場性・販売戦略
- ④ 商品開発及び市場展開に向けた組織体制等
- ⑤ 商品開発及び市場展開に向けたスケジュール
- ⑥ 補助対象経費の妥当性
- ⑦ 資金収支計画・売上計画
- ⑧ 会社概要

(4) 評価の前提

新商品開発企画書の内容について実現性に乏しく、補助対象事業内容と合致しない場合は、評価の対象外となります。

(5) 支援対象事業者数

予算の範囲内で5事業者を予定しています。（複数の企業が連携しての事業実施も可能ですが、補助対象は代表事業者のみとなります。）

(6) 審査結果の通知

審査結果は、各事業者宛に文書で通知いたします。

8 補助事業実施期間等

(1) 事業実施期間

交付決定の日から令和8年1月30日（金）まで

(2) 主な留意事項

本事業は、沖縄振興特別推進市町村交付金を活用した新商品開発支援事業の一環として実施するものであることから、補助経費の用途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業終了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなくてはなりません。

9 その他

(1) 成果物の公表

本事業において開発された成果物及び事業者については、那覇市ホームページ等において公表することがあります。

(2) 補助金額の確定等について

補助金については、交付決定額を上限として、事業終了後、補助経費の用途や証拠証憑を精査し、補助金額を確定します。検査の結果、対象外となる経費計上が認められた場合は、その分を除いた額で確定する場合があります。